

意匠権	判決年月日	令和5年12月25日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10071号		
○ 意匠に係る物品を「バッグ」とする意匠登録出願について、原告が提出した意匠法4条3項に規定する意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書に記載された意匠と引用意匠とが同一の意匠であるとは認められず、原告の引用意匠の公開行為について同法4条2項の適用を受けることはできないと判断された事例				

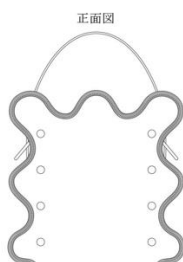
(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 意匠法4条2項、同条3項、3条1項3号

(関連する権利番号等) 意願2021-19105、不服2022-13077号

判 決 要 旨

- 原告が、令和3年9月3日、意匠に係る物品を「バッグ」とする意匠登録出願(意願2021-19105。以下「本件出願」といい、本件出願に係る意匠を「本願意匠」という。参考として意匠を記載した図面の一部を以下のとおり「判決別紙第1」から引用して掲載した。)をし、本件出願につき意匠法4条3項(なお、令和5年法律第51号(以下「改正法」という。)において同項の改正がされたが、改正法附則1条2号に係る意匠法4条3項の改正の施行期日は令和6年1月1日となり、また、改正法附則4条によって同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例によることとされている。)に規定する意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための令和3年9月10日付け証明書(以下「本件証明書」といい、本件証明書に記載された意匠を「証明書記載意匠」という。参考として証明書記載意匠の画像を以下のとおり「判決別紙第3添付画像1」から引用して掲載した。)を提出したが、令和4年5月23日付けで拒絶査定を受けた。原告は、拒絶査定不服審判請求をしたが、特許庁は、本願意匠は、引用意匠(令和3年8月31日にウェブサイトに掲載された意匠。参考として引用意匠の画像を以下のとおり「判決別紙第2引用意匠」から引用して掲載した。)に類似し、引用意匠と証明書記載意匠は同一の意匠とは認められず、意匠法4条2項に規定する新規性喪失の例外規定の適用の対象とはならず、本願意匠は意匠法3条1項3号に掲げる意匠に該当するものであるとして、請求不成立の審決をした(以下「本件審決」という。)。本件は、本件審決の取消訴訟であり、争点は、意匠法4条2項の新規性喪失の例外の適用が認められるか否か(取消事由)である。



(本願意匠)



(引用意匠)



(証明書記載意匠)

2 本判決は、本件審決が引用意匠について意匠法4条2項の新規性喪失の例外の適用を認めなかった点に誤りがあるか否かにつき、次のとおり判断して、原告の請求を棄却した。

(1) 意匠法4条3項は、同法3条1項の例外として、同法4条2項の新規性喪失の例外の適用を受けるための特別の要件として規定されているものであって、原則として意匠登録出願前に意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開される意匠ごとと同意匠に係る証明書を提出すべきであり、それゆえ、証明書に記載される意匠と引用意匠は同一でなければならないと解される。もっとも、証明書に記載される意匠と引用意匠との間に僅少な相違があるにすぎない場合にも同一性を欠くことは相当ではなく、また、意匠登録出願者の手続的負担も考慮すると、証明書に記載された意匠と引用意匠の相違点が、物品の性質や機能に照らして実質的にみて同一であると十分理解できる範囲内のものであると認められる場合には、証明書に記載された意匠と引用意匠はなお同一であると認められると判断するのが相当である。

しかるところ、両意匠の相違点であるスタッズについては、スタッズを設けること自体は、バッグという物品の性質上、ありふれたものであるといえるものの、スタッズの数や配置態様は一様ではなく、その数や配置態様によっては美観に影響を及ぼすものであるところ、両意匠の相違点であるスタッズの態様については、十分肉眼で看取可能であって、バッグの正面の意匠の装飾的な構成要素として機能し、「上から一つ目から二つ目よりも二つ目から三つ目の間隔をやや長く」三つ配したものと「四つずつ、略等間隔に」配したものとでは、その構成が異なる上、両意匠の共通点である収納部の正面上辺及び左右辺の三辺の形状との関係において、証明書記載意匠は、左右辺の山部三つに対して同数の三つのスタッズが配置されており、二つ目のスタッズが左右辺中央部の山部の頂を直線で結んだ線上の位置にあるのに対し、引用意匠は、左右辺の山部三つに対して一つ多い四つのスタッズが配置されており、二つ目のスタッズが左右上角部の山部と左右辺中央部の山部との間の谷部下方寄りの位置にあり、上から三つ目のスタッズが左右辺中央部の山部と左右下角部の山部との間の谷部中央やや上方寄りの位置にあることから、両意匠の共通点である収納部の正面視の左右辺の山部との関係性からも、それぞれ異なる美観を有するものといえる。

そうすると、両意匠の相違点である正面側のスタッズの個数及び配置態様の点は、物品の形状等による美観に影響を及ぼす相違点といえることから、証明書に記載された意匠と引用意匠の相違点が物品の性質や機能に照らして実質的にみて同一であると十分理解できる範囲内のものであると認められる場合とはいえない。

(2) 以上によると、引用意匠が本件証明書に記載されている証明書記載意匠と同一の意匠であるとは認められず、したがって、引用意匠の公開行為は先の証明書記載意匠の公開に基づいてされたものと認めることはできない。

そうすると、引用意匠については、意匠法4条3項所定の証明書が提出されてい

いことに帰するから、原告は引用意匠について同条 2 項の適用を受けることはできない。